

竹原市総務文教委員会

平成29年11月29日開議

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第54号 竹原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第55号 平成29年度竹原市一般会計補正予算(第4号)

その他

(行政報告)

- 1 竹原市定住促進条例に基づく取組みについて
- 2 市立竹原書院図書館の仮移転について

(所管事務調査)

- 1 今後の所管事務調査について
 - (1) 閉会中の継続審査の申出について
 - (2) 次回の委員会開催について

(平成29年11月29日)

出席委員

氏 名	出 欠
山 元 経 穂	出 席
堀 越 賢 二	出 席
川 本 円	出 席
井 上 美 津 子	出 席
大 川 弘 雄	出 席
道 法 知 江	出 席
脇 本 茂 紀	出 席

委員外議員出席者

氏 名
竹 橋 和 彦
北 元 豊

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳
議会事務局係長 矢 口 尚 士
議会事務局主事 森 田 愛 美

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
市 長	吉 田 基
副 市 長	細 羽 則 生
教 育 長	竹 下 昌 憲
総 務 部 長	平 田 康 宏
教育委員会教育次長	中 川 隆 二
総 務 課 長	向 井 聡 司
財 政 課 長	沖 本 太
教育委員会文化生涯学習課長	堀 信 正 純

午前9時47分 開議

委員長（山元経穂君） おはようございます。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、前回に引き続き総務文教委員会を行います。

なお、本日はお早目の御参集をいただきましてまことにありがとうございます。御事情は、それぞれ皆様もうお話ししなくても御理解賜ってるものと思いますので、引き続き委員会を進めさせていただきます。

市長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長。

市長（吉田 基君） 委員の皆様、本日は総務文教委員会を開催していただきまことにありがとうございます。

本委員会におきましては、付託議案につきまして慎重に御審議いただいた上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。よろしく願いいたします。

委員長（山元経穂君） それでは、これより一括質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手をお願いいたします。

井上委員。

委員（井上美津子君） 私は、議案第54号の育児休業について質問させていただきたいと思っております。

平成29年度版の広島県の男女共同参画に関する年次報告によりますと、育児休業に対する回答として、利用しようと思うかというところで、女性は利用しようと思うというのが65%で、利用しないというふうに思われているのが25.3%、男性は、利用しようと思うという方が33.4%、利用しないというふうに思われる方が62.7%というふうな報告があります。

また、その理由としては、上司、同僚に気兼ねである、また復帰後同じ仕事につけるか不安である、また仕事の能力低下による不安というものが挙げられております。それに対しまして、この条例を制定されるに当たって、やはり育児休業をしっかりとしやすい体制といえますか、いろいろと仕事の内容にも関わるとは思いますけども、男性も育児休暇をとりやすいというふうな体制が、環境づくりというものが大切なのではないかと思っておりますので、それについてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） それでは、議案第54号竹原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について御質問いただきました。

今回の改正内容につきましては、先般も御説明申し上げましたが、地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、現在育児休業をとられている方が待機児童等の要件があった場合に、その取得の要件、ただし前提といたしまして、育児休業等しなければ、その子どもさんの養育に著しい支障が生じる場合を加えるということの条項でございまして、あわせて非常勤職員につきましても改善ということで条項を申し上げます。

先ほど委員の方から、育児休業の利用に対する実態も含めましていろいろお話ございました。現在、御承知のように、進めております働き方改革におきましてもワーク・ライフ・バランスの充実と、それを推進しなければならないということでございまして、本市におきましても女性の職員はほぼ育児休業は当然取得されておりますが、男性は実績としましては少数であるということは認識いたしております。今後におきまして、今回の制度、こちらが改正も踏まえまして、今後におきましても育児休業を取得しやすい環境整備、仕事の公務能率の向上等も含めまして取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 井上委員。

委員（井上美津子君） 是非そのようにお願いいたしたいと思えます。

また、周知におきましても、前回報告義務で努力義務があるというふうに説明を受けました。先ほど年次報告の中にも復帰後同じ仕事につけるか不安というような状況の不安材料が出ておりますので、そういうところは丁寧な説明といたしますか、不安が取り除かれるような状況にさせていただきたいと思えますが、それについてお考えをお聞かせください。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 周知の面につきましては、今回の制度改正を含めまして、官民間問わず、この制度につきましては周知は行われるということでございまして、本市におきましても、職員に対しまして、常勤職員、非常勤職員問わず周知は行ってまいりたいと思っております。その際には、お話ございましたように丁寧な説明と制度の趣旨、当然共済組合等におきましても育児休業等の手当金という制度もございまして、そちらの方の共済の制度も含めまして、職員には十分周知を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 井上委員。

委員（井上美津子君） 最後です。

この条例をきっかけにいたしまして、男性の育児休業の取得率の向上、また制度の民間への波及に対してもしっかりとやっていかないといけないのではないかと考えておりますので、それについて最後お聞かせいただきたいと思っております。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 官民間問わずと先ほど申し上げましたが、保育所につきましては、公立の保育所以外にも民間の保育所、またはこども園等もございますので、そちらとあわせて、第1回目の委員会でも申し上げましたが、ハローワーク等の連携も必要になりますので、待機児童に関する証明書等につきましては、市町村で発行できない場合はハローワークに御相談という制度もございますので、そちらの周知も含めまして取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） それでは、質疑なしと認め、本委員会への付託案件についての質疑を終了いたします。

これより順次討論、採決に入ります。

議案第54号竹原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第54号竹原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第55号平成29年度竹原市一般会計補正予算（第4号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第55号平成29年度竹原市一般会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本委員会への付託議案に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

理事者の方、関係外の方は退席していただいて結構です。ありがとうございました。

理事者の皆様、よろしいですか。

総務部長、よろしいですか。

続いて、行政報告に入ります。

まず、竹原市定住促進条例に基づく取組みについて説明を受けます。

財政課長。

財政課長（沖本 太君） それでは、竹原市定住促進条例に基づく取組みについて御報告、また御説明の方をさせていただこうと思います。

6月議会において、当条例については提案をさせていただいて、賛成いただき成立をしたところでございます。その際の説明に、細かい手続等の内容については施行規則の方に定め、その施行規則に基づき実施していくという御説明をさせていただきました。このたび、施行規則も作成し、募集を行いましたので、そして募集期間もとりあえず一旦は期限が来ましたので、その状況報告をさせていただこうと思います。

それでは、お手元に資料の方をお配りしておりますので、そちらの方をごらんいただけ

ればと思います。

まず、(1)の竹原市定住促進条例の施行規則とその内容についてでございます。

まず、①といたしまして、条例において規則へ委任した事項がございました。その内容につきましては、まず土地の位置については、竹原市仁賀町字荒神畷3935番地、3944番地、3941番地1、字曾根3923番地、こういった4区画でございました。

貸付期間につきましては25年間で、施行期日につきましては平成29年10月5日施行ということで、当初条例案を提案させていただいた時には9月中には何とか施行規則をつくって募集を行いたいと、そういった御説明をさせていただいたのですが、なかなかこういった取組の先進事例も余り多くなくて、そういった中でいろいろ内容を慎重に考えた結果、制定が若干遅れてしまいまして10月5日の施行となりました。

2番といたしまして、手続関係でございますが、この施行規則においては、申請方法、またその場合における必要な添付書類など、また複数申込時における抽せん方法、登記などに必要となる各種費用負担の考え方、そういったものを定めております。

あわせて、申請等に係る様式といたしまして、申請書の様式とかこちらからの決定通知書、そういったものもろもろで、1号から第18号ということで18種類の様式の方を定めております。

(2)募集についてでございます。

施行期日から募集を開始するというような形にいたしまして、平成29年10月5日から平成29年11月10日までの約1カ月ちょっと募集期間といたしました。

その間、周知の状況ではございますが、条例制定の時に中国新聞さんに取り上げていただきまして、6月17日にこうした条例が制定されて、施行規則をつくって今後募集をする、そういった内容の新聞記事の方を、まず掲載をしていただきました。その際に、問い合わせが、各種反響がありまして、13件ほど問い合わせがございました。市の方に直接問い合わせがあったのが、この13件のうち5件、あとの8件は、仁賀ダムにある県の管理事務所、そちらの方へ直接行かれて、この新聞記事に載った場所はどこなのでしょうかと、そういったような問い合わせが8件ほどあったと、そのようにお聞きしております。結構思った以上に反響がございまして、この反響をもとにいろいろ施行規則をつくっていったというようなところもあるのですが。そこについては後ほど御説明をいたしますが。

続きまして、周知状況としては、ひろびろ広島くらしフェアという広島県が主催しております東京で行う定住促進のフェアがございまして、そこへチラシ等を持って行って周知

を図ろうと考えておりました。土地4区画に看板を設置、また募集に関して施行規則の作成の目途が立ちましたので、募集に関してプレスリリースを10月2日にやっております。広報たけはら10月号に掲載を行い、ホームページ、またフェイスブックやツイッターなどのSNSに掲載を行いました。それと、ポスター、チラシの設置といたしまして、竹原駅、忠海駅、また広島銀行、また広島県の出先機関、それらのところへポスターとチラシの設置等を行ってまいりました。10月2日にやったプレスリリースをもとに、中国新聞さんの方が、10月17日に新聞記事としてこの募集の状況というのですか、それを掲載をさせていただいております。

そうしたことに基づきまして、申請状況については2件ございました。

現在の状況ですが、申請者について、竹原市定住促進条例第3条第1項第4号に基づき暴力団員でないことについて広島県警察本部へ照会中と。これについては回答が参りまして、申請者についてはこういった関係者ではないと、そういった回答が得られましたので、今はその次の段階に入っていると、そういった状況でございます。

(3) ということで、今後の予定でございますが、29年11月に無償貸与の候補者審査結果の通知、この審査結果の通知というのが、警察本部へ照会した結果として暴力団員関係者ではない方についてはこのまま申請を続けていただいても結構ですよ、大丈夫ですよという審査結果を通知をしたという形となっております。

29年12月に、申込者が複数いらっしゃいますので、抽せん会の実施を考えております。

30年2月に、その抽せんの結果、住宅の建築計画書と、あと連帯保証人の調書を出していただくと。これらによって最終的にここの使用貸借をした後の契約を結ぶかどうかというものを判断していくという形になります。

平成30年3月に、その判断をもとに使用貸借の契約を締結し、契約締結から1年以内に工事着手をしていただかなければいけないという形にしておりますので、工事着手の報告書を提出していただくと。着手をして、1年以内には完成は通常いたしますので、その1年以内に完成報告書を出していただくと、そういった運びとなっております。

今4区画のうち2区画の応募があるということで、最低でも2区画というのですか、残る見通しとなっておりますが、それについては今後先着順による募集を予定をしております。当面は制度の見直しは考えてはおりませんが、周知方法については、もっとさらなる周知をしていって、応募者が来ていただけるような形で努力をしていこうと、そのように

考えております。

以上が説明でございます。

委員長（山元経穂君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手をお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） 募集状況、問い合わせの話を聞きたいのですが、13件のうち直接5件が問い合わせに来たという話で、今回その申請の2件のうち、これはどちらの方が2件なのでしょうか、お聞きします。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 直接問い合わせに来られた方でございます。

委員長（山元経穂君） 川本委員、どうぞ。

委員（川本 円君） わかりました。

それと、この今申請されている2件なのですが、プライベートなことになるかもしれないですが、こういった年齢層の方が2件申し込まれてきたのかお伺いします。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 2件とも高齢の方が応募されております。1名が50代の女性の方、もう一名が、資金調達の関係もあるのでしょうか、実際的には50代の男性の方が動かれていますのですけど、申請者の名前はその方のお父さんという形で80代の方が申請となっております。

委員（川本 円君） いいです。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

その他ございませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） 周知状況のところを確認なのですが、ひろびろ広島くらしフェア、東京に持っていったと考えておりましたと、表現がよくわからなかったので確認。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 済みません、中途半端な言い方をして申しわけないのですが、この段階ではまだ施行規則も作成をしておりませんでしたので、ただこういった条例を制定をして、こういう募集を考えていると、そういった内容のチラシをつくって、市の方から産業振興課の観光振興係の職員が東京へ行ったのですが、その者にチラシを託して

行ったのですが、結果としてこういった定住のニーズがなくて、実際には手渡すことができなかったという結果もあったものですから、まことに申しわけないのですが、奥歯に物が挟まったような説明にはなってしまったのですが、思ったとおりにはならなかったのです。そういった表現で御説明をさせていただきました。

委員長（山元経穂君） 道法委員。

委員（道法知江君） その後のポスター、チラシ等の設置ということなのですが、周知をするための予算というのはどれくらいかかったものなのか教えていただきたい。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 特に予算、全部手づくりでやっておりますので、一般的な消耗品費の中で賄っております。この条例の推進に応じた予算というのは、特別にとってはおりません。

委員長（山元経穂君） 道法委員。

委員（道法知江君） 最後1件なのですが、残った2区画について先着順による募集というのは、これはいつまで。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 今申し込みをされているこのお二方が使用貸借の契約まで行くかどうかというのがまだ不透明な状況もありますので、そのような状況も見ながら、いつから募集をかけていくかというのはこれから考えて判断してまいりたいと、そのように考えております。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） それでは、ないようでありますので、この件に関してはこれで終わりたいと思います。

それでは、説明員の入れかえを行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

残りますか。

はい、わかりました。

それでは続きまして、市立竹原書院図書館の仮移転についてですが、10月の所管事務調査で仮移転先であるフジの方を視察に行きました。その際、自由討議で理事者への要望を、私委員長の方から理事者の方へ伝えてほしいということがありましたので、そのことについての回答を口頭で求めたいと思います。

文化生涯学習課長。

教育委員会文化生涯学習課長（堀信正純君） それでは、教育委員会所管の図書館仮移転について行政報告をさせていただきます。

今回は、去る10月18日、本委員会で図書館の仮移転先となるパルティフジの空き店舗等を視察された際に各委員から出された御意見、御質問等について、お答えさせていただく形で御報告にかえさせていただきます。

現地で出された御意見は、防犯に関する事、空き店舗利用に関する事、今後のスケジュールに関する事の大きく3つであったというふうに思います。

それでは、それぞれの対応や現時点における進捗等を御説明いたします。

まず、防犯面における御意見についてでございますが、特に消防施設内、共用トイレの状況や監視カメラの位置等を確認していただきました。9月にも御説明させていただいたとおり、お借りする店舗は出ていく時に原状復旧が必要となりますので、経費節減の観点からも仮移転機中は共用トイレを使用することといたします。

なお、トイレの開放時間は朝9時から夜9時半までとなっており、また防犯カメラについては、フジの警備会社が休日、夜間も確認を行っていることをフジへの聞き取りで確認をしております。これらの共用施設については、従業員や関係者において、衛生面、安全面等の管理がなされるものと理解しておりますが、今後図書館利用者の意見をお聞きする中で、商業施設全体の利便性向上につながるものにつきましてはフジ側に伝えてまいりたいというふうに考えております。

次に、ほかにもあいている店舗があるので活用してはどうかといった御意見がありました。機能面や体制面を考えると、現在予定している店舗において、仮移転時における運営形態を早期に確立することを優先させたいというふうに考えておりますので、そのように御理解いただければと思います。また、その他の空き店舗については、既に他の引き合いがあり、調整中であるというふうに伺っております。

今後のスケジュールについてでございますけれども、現在の店舗内改装における詳細設計がまだできておりませんので、具体的なスケジュールは御報告できませんが、おおむね年内にはレイアウト等の設計ができますので、詳細の工程がまとまり次第、月例常任委員会等の場において御報告させていただきます。

大まかな工程の概要は、1月から改装工事をはじめ、下旬ごろには完了予定、その後、2月5日から4月2日までの約2カ月間は現図書館も休館とし、蔵書等の整理をしながら

移転先への搬入作業も並行して行っていく状況になります。

さきの視察時にも御説明いたしましたけれども、移転先での業務開始は4月3日火曜日からを予定しております。

以上が図書館仮移転における10月の現地調査に対する報告となります。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（山元経穂君） これより質疑を行いたいと思います。

質疑のある方は順次挙手をお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） では、1点だけ。

現地の方でも、私、安全性、トイレの方で強く言わせていただいたのですが、今の説明の中で、利便性についてはフジと協議していくというふうなことを最後言われたと思うのですが、この利便性というのは具体的にはどういうところを指して、その安全、防犯の観点からの利便性を言っているのか、また別の形の利便性というた表現をされたのか、それだけ確認させてください。

委員長（山元経穂君） 文化生涯学習課長。

教育委員会文化生涯学習課長（堀信正純君） 済みません、利便性というところでございますけれども、これについては、図書館が仮移転することによって他の施設にも波及するというふうな形の部分もありますし、そういうところの観点からというところで利便性にもつながるといふふうに考えております。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 補足でございますが、今回の仮移転について、図書館側からフジに対して何かアクションを起こすということをもつての利便性ではなくて、今後仮移転期間中に図書館の利用者から御意見が出た場合、それがフジ全体の商業施設の利便性につながる御意見であればフジ側に伝えるという趣旨でございます。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） それと、確認なのですが、またトイレに。ごめんなさい、トイレにこだわっているのですけど。

現時点では最終的に原状復旧をしなくてははいけないし、トイレに対する安全性については追加の防犯カメラをつけるであるとか、そういうのは一切ないということによろしいの

ですよね。

教育委員会文化生涯学習課長（堀信正純君） はい。

委員（川本 円君） それとあと、もし何か起きた場合の責任の所在ですよね、最近はなくなっただけですけれど、昔実際ありました。ちっちゃい子が不審者にいたずらされたという事案があったのですが、もし仮に図書館を利用されている児童生徒が、そのトイレ内において、もし何らかの事件、事故があった場合の責任の所在というのは、これはどういう形になるかわかりますか。

委員長（山元経穂君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 現場をトイレに限定されての御質問であれば、その施設管理についてはフジ側にあるというふうに我々は思っております。

以上です。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

委員（川本 円君） はい。

委員長（山元経穂君） 道法委員。

委員（道法知江君） 基本的なことなのですが、防犯のことですが、防犯カメラが設置されている、これすごく大事なところで、設置されている状況を確認をしているのかどうか。これは個人のプライバシーとか当然あると思いますけれども、カメラを設置して、それが作動されていて、どういう状況で確認、監視されているのかということを確認されたかどうか。

委員長（山元経穂君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） これについては聞き取りではございますけれども、実際にその防犯施設の設備を設置してある防犯室というか警備室等は確認はしておりません。

委員長（山元経穂君） 道法委員。

委員（道法知江君） 市民が使われるところでもありますので、個人のプライバシーのところは、それはもう当然重視していかないといけないと思うのですが、どういう監視室で、中身、どのように作動されているかということは、確認する必要があるのではないかなと私は思うのですが、その辺はどうでしょうか。

委員長（山元経穂君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 一定には、これは有料の賃貸借ということでござい

ますので、設備、管理、衛生面も含めてということ为先ほど課長が御説明いたしました
が、その部分については民民上の契約の中で、そこは担保されるものであるというふう
に我々考えております。

委員長（山元経穂君） 道法委員。

委員（道法知江君） ですので、必ずそれは確認できるということの理解でよろしいで
しょうか。民民として、市がお借りするところであるので、完全に任せて信頼がおけるとい
うことでよろしいでしょうか。

委員長（山元経穂君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 一定にはそのように御理解いただいていいと思いま
す。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） ないようでありますので、次に移りたいと思います。

理事者の方、お疲れさまでした。ありがとうございました。

それでは、これまでの協議結果を踏まえまして、議長に対し閉会中の継続審査の申し出
を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で本日本日予定をしておりました協議事項は終了いたしました。

その他委員の方から何かございますか。

ほかにないようですので、以上をもって総務文教委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時21分 閉会